

佐賀県建設工事最低制限価格制度事務処理要領

1 目的

この要領は、佐賀県が発注する建設工事の競争入札において実施する最低制限価格制度に関して、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第107条第2項に基づき最低制限価格の算出方法を定めるとともに、最低制限価格制度の適正な実施のため必要な事項を定めるものとする。

2 適用の対象

最低制限価格制度は、競争入札により工事又は製造の請負契約（工事請負費で支出するものに限る。）（以下「工事」という。）を締結しようとする場合について適用する。ただし、佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の規定に基づき低入札調査基準価格を設定する工事には適用しない。

3 最低制限価格の設定基準

最低制限価格は、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とする。

4 運用の事務手続

(1) 起工条件書

- ① 収支等命令者（規則第3条の2第1項の規定により事務の再委任を行った場合は、事務の再委任を受けた収支等命令者）は個々の契約ごとに、最低制限価格設定の要否を確認する。

(2) 予定価格及び最低制限価格作成調書等

- ① 最低制限価格の欄には、予定価格に10分の9.2を乗じて算出した最低制限価格（千円未満の金額は切り捨てる）を記載し、入札書比較最低制限価格の欄については、最低制限価格を100分の110で除して得た額を円単位まで記載するが、1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた価格を記載するものとする。
- ② ①により予定価格及び最低制限価格を記載した「予定価格及び最低制限価格作成調書」は「予定価格調書」とともに封筒に入れ封印し、入札を行う際に、当該競争の場所に置くものとする。
- ③ 「予定価格及び最低制限価格作成調書」及び「予定価格調書」の様式については、別添様式によるものとする。

(3) 入札公告

- ① 契約事務担当者は、入札公告において最低制限価格を設けている旨の周知を徹

底する。

- ② 最低制限価格を設けていることを明記していない場合は、適用の対象としてはならない。

(4) 入札執行

- ① 入札執行者は入札の執行に際して、最低制限価格が設定されている旨を伝達する。
- ② 入札の結果、入札書比較最低制限価格を下回る価格で申込みをした者がある場合は直ちにその者を失格とし、入札書比較価格及び入札書比較最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、有効な入札を行い、かつ、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- ③ 前記②において落札者とすべき者がいない場合は、再度の入札を行う。
- ④ 入札者全員の入札金額が入札書比較最低制限価格を下回っているときは、入札を取り止める。
- ⑤ 入札失格者に対しては、その根拠規定が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項及び規則第 107 条にあることを説明する。

附 則

この要領は、昭和 62 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 8 年度に締結する契約で所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 109 号）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 111 号）により改正後の消費税及び地方消費税が適用される契約については、この通知のあった日から適用する。

附 則

この要領は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

1 この要領は、平成25年11月1日から施行し、同日以後に公告を行うものから適用する。

(経過措置)

2 平成25年11月1日以後に公告を行うもので、予定契約期間の末日を平成26年3月31日以前とするものにあつては、この要領の施行後も、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行し、同日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成29年7月10日から施行し、同日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成30年10月30日から施行し、同日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

1 この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に契約を行うものから適用する。

(経過措置)

2 平成31年4月1日以後に契約を行うもので、予定契約期間の末日を令和元年9月30日以前とするものの消費税の取扱いについては、この要領の施行後も、なお、従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和元年7月1日から施行し、同日以後に公告を行うものから適用す

る。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。